

社会福祉法人 修愛会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人修愛会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬額等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員の報酬については、法人及び施設運営上、当該役員の配置が必要となった時、種々の事情を勘案して報酬額を決めることとし、本規程、別表2を変更のうえ、理事会及び評議員会の決議を経るものとする。

ただし、この法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には、この規程は適用せず支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等この法人業務への出席の都度、別表3に定める年度総額内の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 この法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については、職員と同等の基準にて支給する。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成31年 2月26日より施行する。

2 この法人が委嘱している次の役職者が、この法人の会議等に参加した時は、第3条第3項の非常勤役員の報酬を適用し支給することができる。

イ. 評議員選任・解任委員のうち外部委員及び監事

ロ. 苦情対応第三者委員

別表 1 評議員出席報酬（1回・1人当たり） 3,000円

	人 数	開催回数			年度総額
評議員	7名	年3回			70,000

別表 2 常勤役員報酬

第3条2項の手続きにより運営するものとする。

別表 3 非常勤役員出席報酬（1回・1人当たり） 3,000円

	人 数	開催回数			年度総額
理事	4名	年6回			90,000
監事	2名	年8回			50,000
			計		140,000

* 非常勤理事出席回数：理事会3回、評議員会3回

* 非常勤監事出席回数：上記＋監査＋評議員選任・解任委員会等

* 年 度 総 額：会計年度内に支給される総額をいう。